

# 令和4年度〔第42回〕入間万燈まつり出店要領

## 1. 趣旨

この要領は、入間万燈まつりへの出店に際し、出店者が守るべき事項その他の必要な事項について定めるものとする。

## 2. 出店目的

入間万燈まつりへ出店を希望する者(出店希望者)は、人と人との出逢い・絆を大切にし、まつりに積極的に参加することで、市民の力・まちの力が創る入間万燈まつりの一翼を担うこととする。また、商工業者は、併せて出店を通して消費者ニーズをとらえ、サービス精神と創造力を活性化させ、商工業の振興を図ることとする。

## 3. 出店資格

出店資格は次の要件を満たすことが必要である。

(1) 出店責任者及び出店副責任者は、下記のいずれかであること。

- ①入間市在住・在勤・在学者
- ②入間市内の商工業者
- ③入間市内に事務所を置く団体

※在勤・在学の資格で出店する場合は、団体・個人にかかわらず、1件のみの出店とする。その勤め先・在学先が団体として出店するときは、参加することができない。また、同じ団体・勤務先・在学先から複数の出店はできない。

(2) 出店責任者、出店副責任者及び従事者も含め、出店要領「10」に該当する暴力団、暴力団員等との関係を有していない満18歳以上の者であること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の対策を遵守していること。

(4) 飲酒、酒類の販売、持ち込みはできません。

※出店希望者(出店責任者)とは、まつり当日、出店時間の大部分を出店に直接参加し、かつ、出店に関する責任を負う者。また、出店副責任者とは、出店責任者を補佐し、出店責任者が不在の時は、これに代わる者。

※飲食物の販売は、必ず出店責任者と出店副責任者を設けること。出店責任者1名のみでの申し込みは受け付けない。

※本要領に違反した場合は、その時点から出店できないものとする。この場合、出店に伴う料金は返還しない。

## 4. 出店部門及び出店位置等

(1) 物販出店 ひばり通り(産業文化センター交差点～自衛隊入間基地正門前)

40区画程度

(2) 飲食出店 茶の花通り(自衛隊入間基地正門前～豊岡小学校北側)

45区画程度

(3) 一坪市 児童センター館庭

10区画程度

・エントリー件数が出店区画数を超えた場合の出店の可否は、実行委員会が定めた抽選方法により決定する。

・出店位置の抽選は「出店者説明会」当日に行う。

・申込内容と異なる部門の出店は認めない。

・三寸屋台での出店は認めない。

※飲食物を扱う場合は、飲食出店となる。

※飲食出店への区分については、新型コロナウイルス感染症対策のため、「彩の国新しい生活様式安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を埼玉県から受けた事業者、または令和元年度入間万燈まつりに特別出店として出店した団体とする。

5. 出店時間等

(1) 出店時間（出店者が出店活動できる時間）

令和4年10月22日（土）午前10時00分～午後6時00分

(2) まつり開催時間

令和4年10月22日（土）午前10時00分～午後6時00分

(3) 交通規制時間（まつり会場に車両の乗入が一切できない時間）

令和4年10月22日（土）午前9時00分～午後7時00分

(4) 物品搬入時間

令和4年10月22日（土）

車両を使用する場合 午前8時00分～午前9時00分

車両を使用しない場合 午前8時00分～午前10時00分

(5) 物品搬出時間

令和4年10月22日（土）午後6時30分～交通規制解除（午後7時00分）

※交通規制解除前の30分間は、交通規制時間内であるため、駐車場（豊岡小学校グラウンド）駐車車両のみ、北門（基地側）から右折し、一方通行での会場内進入を可能とする。その他の場所は、交通規制解除まで進入禁止。

(6) 悪天候による開催時間の短縮等

悪天候によりまつり開催時間の短縮や規模の縮小をせざるを得ない場合は、緊急本部会議を開催し、開催時間変更等を決定するので協力を願うものとする。なお、予め荒天が予測される場合の万燈まつり開催・中止の最終判断は、万燈まつり前日10月21日（金）の午前中に決定し、同日正午にはまつり公式ホームページ等で告知する。

(7) 清掃タイム

令和4年10月22日（土）午後6時00分～午後6時15分

(8) 出店時間等

10月22日(土)		8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
	時間	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45
開催時間	10:00～18:00													
出店時間	10:00～18:00													
交通規制時間	9:00～19:00													
備品貸出時間	8:00～9:00	車両での貸出												
	8:30～10:00	車両を使用しない場合												
搬入時間	8:00～9:00	車両使用の場合												
	8:30～10:00	車両を使用しない場合												
搬出時間	18:30～20:00													
清掃タイム	18:00～18:15													

テントの設置は、交通規制開始の10月22日(土)9時以降に行うこと。

## 6. 出店基準

### (1) 出店料

出店料は物販出店15,000円、飲食出店17,000円、一坪市7,000円とする。

### (2) 区画

物販出店・飲食出店の区画面積は、幅3.6m×奥行2.7mとする。一坪市は幅1.8m×1.8mとする。

### (3) テント、机

テント、机等は各自用意し、各自設営及び撤去するものとする。テント等の管理については、使用者が責任を持つこととする。(実費で貸出も有り)

### (4) 電気設備

①物販出店・飲食出店の照明については、照明用コンセントを1区画につき1口(300Wまで対応)を実行委員会が設置する。ただし、照明器具は、各自用意するものとする(電球以外の照明用コードは実費にて貸出有り。電圧は100Vのみ。)

②一坪市の照明については、実行委員会が照明灯を設置する。

③物販出店、飲食出店のエリアについて、電気器具用コンセントは、出店者の申し込み(有料)により、実行委員会が設置する。電気安全対策上、消費電力の合計を1区画1,500W以内(照明用300W含まず)とし、使用する電気器具と同数のコンセントを申し込むこと。また、過負荷による停電防止及び安定した電力供給の為、事前に申請した電気器具の電力しか供給しない。

④電気安全対策上、使用する電気器具と同数のコンセントを申し込み、1つのコンセントから2つ以上の配線をする(タコ足配線)を禁止するとともに、出店申し込み時に届けた電気器具以外をコンセントにつなぐことを一切禁止する。

⑤一坪市については、原則、電気器具用コンセントの設置はしないため、電気器具を使用する場合、各自発電機等を用意すること。

### (5) 出店区画・テントの設置等

①出店区画については、出店者説明会で決まった区画に出店し、定められた区画から絶対にはみ出さないこと。特に、車道に出ての販売や呼び込み、車道への商品の陳列、イス・机等の設置は禁止する。

②テントの設置等については、出店者が行い、次のことを厳守すること。また、交通規制時間外は一般の通行者がいるため、特に留意すること。

#### 【出店時間前(交通規制時間前)】

- 22日(土)の交通規制時間前にテント等を設置しないこと。

#### 【出店時間内(交通規制時間内)】

- 出店区画が通りで、テントを設置する場合のテントの位置は、車道側いっぱい歩道内とし、原則、車道内にテントの足やテーブル等を出さないこと。
- 強風等悪天候の場合は、物が飛ばされないように措置し、実行委員会の指示に従って、天幕を外すかテントをたたむこと。

### (6) エコ容器の使用等

入間万燈まつりにおいても、ゴミ処理の環境負荷低減、化石燃料の使用抑制など地球環境の保護に積極的に取り組んでおり、この取り組みを参加者全員で推進していくため、次のことを厳守すること。

飲食物を販売する出店者は飲食物を販売する際、エコ容器(紙製のもの)を極力使用す

ること。また、飲食物を販売しない出店者についても、賄い等で使い捨ての飲食容器を使用する場合は、エコ容器を極力使用すること。プラスチック、発泡スチロール等の容器は使用しないように努めること。

自店で販売したもののほか、飲食後の容器についてはすべて回収すること。

#### (7) 清掃タイムへの参加

会場は、道路として公共用地であり、参加者一人ひとりが注意し、会場の美化に努めること。このため、出店時間終了後は速やかに片付けをし、まつり開催時間終了後の15分間の清掃タイムに必ず参加し、清掃に協力すること。また、清掃範囲については出店区画とその周辺（前面道路及び植込み内等）とする。

#### (8) ゴミの処理

ゴミについては、原則持ち帰るものとする。ただし、ゴミを次のとおり分別し、指定されたゴミピットへ持参する場合はこの限りでない。

- ①可燃ゴミ（生ゴミ、紙くず、串等）
- ②プラスチック・ビニール類（ソース・ケチャップの容器、発泡スチロールの箱等）
- ③ダンボール（留め金ははずし、たたんでまとめる。）
- ④ペットボトル
- ⑤缶類
- ⑥ビン類

※出店に伴うゴミは、出店者の責任において処分すること。

※全て透明のゴミ袋を使用すること。

※その他のゴミについては必ず持ち帰ること。

※油や雑排水等を植込みや側溝に流さないこと。

※ビニールシートなどの粗大ゴミを道路等に放置しないこと。

### 7. 備品の貸出・返却

(1) テント、机、コンセント、照明用コードの申し込みは、必ず使用料を添え、出店申し込みと同時にすること。

(2) 貸し出し中の備品の管理は、出店責任者の責任による。また、備品の借用、返却は出店者が行うこと。なお、備品の紛失、破損等した場合は、出店責任者が実費により弁償すること。

(3) 出店申し込み時に申し込んだ備品の貸出・返却については、まつり当日、入間市産業文化センター地下駐車場にて行う（詳細は出店者説明会にて説明）。

※貸出備品の詳細については、後記の備品貸出要領を参照すること。

### 8. 出店証について

(1) 出店証は、出店区画が確定し出店に伴う料金の支払い後、郵送する。

(2) 出店証は、出店者説明会及び万燈まつり当日の出店者確認及び備品貸出・返却時に必要なものである。実行委員会が確認できるよう、常に出店箇所に掲示すること。また、紛失しないよう注意すること。

## 9. 道路使用許可について

道路使用許可については、所轄警察署が次の条件等により許可するので、出店申し込みにあたって留意すること。なお、道路使用許可証は、実行委員会が一括して申請する。

### ● 許可条件

- 1 出店店舗は、風圧等により倒壊しないように確実に設置し、歩行者、車両等に危害を与えないような構造とすること。
- 2 許可の場所からはみ出さないこと。
- 3 許可時間終了後は、出店店舗を完全に撤去すること。
- 4 設置場所は、人家の出入口等の人の出入りに支障をきたさない場所とする。

### ● 遵守事項

- 1 出店店舗毎にそれぞれの責任者を定め、出店証に明示された出店責任者及び出店副責任者と違ってはならない。
- 2 自己の商売に関し、散乱した物を路上に放置することなく、清掃して原状回復を図ること。

## 10. 暴力団等排除について

下記の項目に一つでも該当するものがある場合、申し込み及び出店ができないものとする。また、万燈まつり当日の警察の見回りにより、出店責任者、出店副責任者及び従事者が、下記のものとした場合は、その時点から出店できないものとする。この場合、出店に伴う料金は返還しない。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるもの
- ・暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するものであるもの
- ・法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの
- ・暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
- ・その他、反社会的勢力と認められるもの

## 11. 消火器の設置義務について

埼玉西部消防組合火災予防条例に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、液体燃料、固体燃料、気体燃料で火気を使う器具（石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等）、電気を熱源とする器具（器具の表面に可燃物が触れた場合に発火するおそれのあるもの・赤熱部分が露出しているもの）を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することが義務付けられている。よって、対象となる火気器具等を使用する者は、必ず消火器を設置すること。また、万燈まつり当日、消火器の確認ができない場合は、その時点から出店できないものとする。この場合、出店に伴う料金は返還しない。

※消火器とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に定める消火器とする。水バケツ、エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しない。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令にしたがって点検された良好なものを使用すること。

※詳細については、同封の埼玉西部消防組合のチラシを確認すること。



## 1 2. 火気による事故に備えた施設賠償責任保険への加入について

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を踏まえ、出店により生じる第三者への損失補償に備えるため、「11」に掲げる火災発生のおそれのある器具を使用する場合は施設賠償責任保険（1出店につき 500円）に必ず加入すること。ただし、使用しない場合は、この限りでない。

※施設賠償責任保険とは、まつり開催中に発生してしまった他人の身体への傷害または財物の損壊（以下、「事故」という）において、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に備える保険である。出店者自身の傷害等には適用されない。

※保険内容

- ・身体賠償 1人につき5,000万円 1事故限度額5億円
- ・財物賠償 1,000万円

※まつり開催中に主催者が確認していない事故については、当該保険が適用できなくなってしまう恐れがあるため、事故が発生したら速やかに実行委員会に申し出ること。

## 1 3. 駐車券及び駐車場について

- (1) 駐車券は希望者に1出店につき1台のみ1,000円で発行する。
- (2) 駐車券は出店説明会にて希望者に発行する。紛失した場合は、再発行しないものとする。
- (3) 駐車場は出店者用駐車場として駐車場（豊岡小学校グラウンド）を用意し、出入りは自由とする。ただし、交通規制中の会場内の乗り入れは禁止とする。

## 1 4. 飲食物の取り扱いについて

- (1) 飲食出店の食品取扱者は、保菌検査（検便）を必ず受け、衛生管理に努めること（検便容器、届出書は出店者説明会時に配布）。
- (2) 「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」（埼玉県狭山保健所）に従うこと。
- (3) 飲食出店に係る営業施設の基準については、食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）第5条の規定を守ること。以下の4項目は必ず守ること。
  - ① 施設については、屋根及び側壁を有すること。（3方が囲まれていること）
  - ② 手洗い設備を有すること。
  - ③ 調理台等の器具があること。
  - ④ 食品を冷却等に適した設備があること。また、イベントに反復継続して出店している営業者については、個別に食品営業許可の取得を要する場合がある。
- (4) 食品衛生法に規定する飲食店営業（埼玉県内一円）の許可を受けている営業者については、出店者会議において、「飲食店営業許可書（埼玉県内一円）」の写し（コピー）を提出すること。
- (5) ひとつの施設（テント）において、提供する食品は1つとすること。なお、飲料や調理を伴わない食品は除く。
- (6) 飲食物を販売する場合、取り扱う食品は原則、簡単に調理でき、加熱・殺菌工程がある食品に限定され、極力販売等する直前に加熱するものとする（焼きそば、おでん、焼き団子等）。ごはん、丼もの、おにぎり、刺身等、直接手指がふれたり、直前の加熱がないものの取扱いは避けること。また、色々な食品を取扱うことは避け、まつり当日に調理・消費できるものにする。
- (7) 食材に関して保健所及び食品衛生法関係法令に則って管理すること。
- (8) 食中毒の予防やPL保険（生産物賠償責任保険）の加入等の対策、発生時の対処等は、出店者の責任で行うこと。

## 15. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 酒類の提供はしない。
- (2) 来店者との間にパーテーションを設置する。
- (3) マスク及び手袋を着用する。
- (4) 発熱などの風邪症状があり、体調のすぐれないときは参加しない。
- (5) 接触確認アプリCOCOAの登録をする。
- (6) 金銭の授受はトレーを使って受け渡しをする。
- (7) 店舗と店舗の間隔は3m以上離す。
- (8) テント内が密集しないよう配慮する。
- (9) 万燈まつり終了後の清掃も含め、ごみの分別・回収を徹底する。
- (10) 来店者に、マスク着用、アルコール消毒、マスク会食、待機列の間隔を徹底する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の感染状況による開催規模の変更  
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、段階ごとに開催規模を縮小する。その後、感染状況が改善された場合でも開催規模の拡大は行わない。

フェーズ	条件	開催規模
I	直近1週間の市内感染者数の平均が50人以下	計画通り実地
II	直近1週間の市内感染者数の平均が50人を超える	飲食出店の中止
III	まん延防止等重点措置等の要請	飲食出店の中止、ホールイベント等の密になるイベントの中止
IV	緊急事態宣言発出またはそれに近い状態	万燈まつり中止

## 16. その他

- (1) 出店申込書の内容と出店の実態が異なること。異なる部門の出店をした場合は、その時点から出店できないものとする。
- (2) 出店責任者は決まった出店位置に常駐すること。出店責任者が不在となる場合は、いかなる理由があろうと副責任者が必ず出店位置にいること。
- (3) 市民まつりというイベントの秩序の保持、会場内の往来の確保のため、実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を禁止する。
- (4) 会場を汚さないよう心掛けること。特に油を使用する際は、予めシートを敷く等して気を付けること。また、汚した場合は、責任をもって清掃すること。
- (5) 出店中及び搬入・搬出中の事故等は出店者の責任とし、実行委員会は一切責任を負わないものとする。
- (6) 台風等の自然災害、テロ行為等による事故や犯罪で万燈まつりの開催を中止等した場合、実行委員会は一切責任を負わず、出店に伴う料金返金や仕入費用等の補償はしないものとする。  
新型コロナウイルス感染症の状況により、実行委員会が出店中止の要請を行った場合、入間万燈まつり実行委員会へお支払いいただいた出店に伴う料金については、返還する。なお、仕入費用、準備に要する費用などについての補償は行わない。
- (7) 出店者説明会に参加した者は、出店に従事する者に出店要領の内容及び説明会で指示を受けた事項について必ず周知すること。
- (8) 出店者は、実行委員会から提出を求められた資料について提出期限を守ること。
- (9) エントリーの締め切りは、令和4年8月22日(月)とする。入間市商工会窓口は午後4時30分、オンラインの場合は午後11時59分とする。

## 17. 出店停止等について

この要領に定められた事項及び出店者説明会で説明を受けた事項は必ず守ること。特に下記事項については厳守すること。

違反した場合は、その時点及び翌年度の出店ができないものとする。また、これらの者については、出店者名、違反事項等を公表する。この場合、出店に伴う料金は返還しない。

- (1) 出店申込書の内容と出店の実態が異なること。万燈まつり当日に異なる部門の出店をした場合は、その時点から出店できないものとする。
- (2) 出店責任者は決まった出店位置に常駐すること。出店責任者が不在となる場合は、いかなる理由があろうと副責任者が必ず出店位置にいること。
- (3) 出店区画については、出店者説明会で決まった区画に出店し、定められた区画から絶対にはみ出さないこと。特に、車道に出ての販売や呼び込み、車道への商品の陳列、イス・机等の設置は禁止する。
- (4) 市民まつりというイベントの秩序の保持、会場内の往来の確保のため、実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を禁止する。
- (5) 出店者は、実行委員会から提出を求められた資料について提出期限を守ること。
- (6) 入間万燈まつりの一翼を担っていることを自覚し、秩序を乱す行為を慎み、まつりの円滑な進行に協力すること。



## 備品貸出要領

テント等について、希望者に貸し出しをする。金額については以下のとおりとする。  
貸し出し中の備品の管理は、出店責任者の責任による。また、備品の借用、返却は出店者が行うこと。なお、備品の紛失、破損等した場合は、出店責任者が実費により弁償すること。

### 1. テント

サイズ 3. 6m×2. 7m  
使用料 1張 12,000円

### 2. 机

サイズ 1. 8m×0. 7m  
使用料 1台 2,000円

### 3. コンセント

容量等 1口1器具で1区画1,500W以内（照明用300W含まず）  
使用料 1口 2,000円

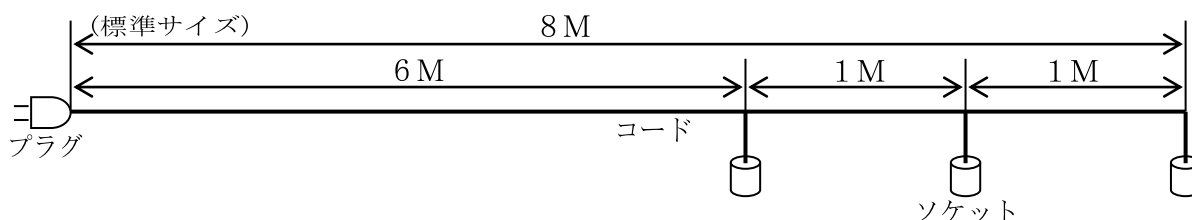
※ コンセントを申し込んだ場合は、コンセントと同数の延長コード(増設機能が付いていないもの・5m程度)を持参すること。

※ 1区画につき、照明用として1口(300Wまで対応)は主催者が設置する。ただし、彩の森入間公園を除く。

### 4. 照明用コード

仕様 プラグ・コード・ソケット3個（電球は各自用意。1ヶ100W以内で合計300W以内。口径サイズE26）

使用料 1本 1,000円



### 5. 注意事項

※テント等を持ち込みで用意する場合は、上記サイズ等を参考にすること。特にテントについては、上記サイズを超えるものは許可しない。

※申し込み後の変更は認めない。

#### <問い合わせ先>

入間万燈まつり実行委員会出店部会

入間市役所商工観光課 入間市豊岡1-16-1

TEL 04-2964-1111 (内線4256)

入間市商工会

入間市向陽台1-1-7 入間市産業文化センター3階

TEL 04-2964-1212